令和６年７月３０日

債 権 者　各位

株式会社ハタ研削
上記代理人弁護士　高　　木　　洋　　平
弁護士　内　　田　　昌　　彦
弁護士　森　　田　　和　　雅

再生手続開始決定のお知らせ

株式会社ハタ研削は、令和６年７月３０日、東京地方裁判所より、再生手続開始決定を受けました。同時に次の事項が定められましたのでご報告します。

⑴　再生債権の届出期間　　令和６年８月２８日まで
⑵　認否書の提出期限　　令和６年９月２５日
⑶　再生債権の一般調査期間　令和６年１０月２日から同年１０月９日まで
⑷　再生計画案の提出期限　　令和６年１０月２２日

当社に債権を有する皆様に対しては、再生手続開始通知書及び再生債権届出書を記入要領とともに郵送します。再生債権届出書を作成の上、令和６年８月２８日までに提出いただきますようお願い申し上げます。

以　上

【お問合せ先】
株式会社ハタ研削
電話　０２６３－８２－８３００　ＦＡＸ　０２６３－８２－８３８１
受付時間：平日午前１０時～正午、午後１時～午後５時